

目次

- ひきこもり家族学習会の開催のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 滋賀県子ども・若者総合相談窓口のリーフレット・・・・・・・・・・2
- ギャンブル等依存症問題啓発週間の活動報告・・・・・・・・・・3
- 知的障害者等支援にかかる研修会について・・・・・・・・・・4
- ～ 精神保健福祉法に基づく申請・通報および措置入院件数の推移 ～・・・・・・5

ひきこもり家族学習会の開催のお知らせ

2025年1月公表の厚生労働省「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」では、ひきこもり当事者の家族に対する支援の必要性が述べられており、当センターでは令和8年11月6日（金）に、滋賀県社会福祉協議会と共催で「ひきこもり家族学習会」を開催いたします。

本学習会は、講師にひょうご発達障害者支援センターの平生尚之氏をお迎えし、本人との安心できる関係づくりや、ポジティブなコミュニケーションのコツを分かりやすく解説していただく予定です。当日は、当センターを主会場に県内7保健所をオンラインでつなぎ、同時配信いたします。

参加者の皆さまに、明日から試してみようと思えるヒントを持ち帰っていただけるよう、準備を進めています。多くのご家族、支援者の皆さまのご参加をお待ちしています！

テーマ 「本人も家族も安心できるコミュニケーションの8つのコツ」

講師 平生 尚之（ひょうせい なおゆき）氏
ひょうご発達障害者支援センター クローバー加西ブランチ 課長兼相談支援員
臨床心理士・特別支援教育士

日時 令和8年11月6日（金）10:00～12:05（受付9:30～）

会場 滋賀県立精神保健福祉センター（本会場、他サテライト会場あり）

参加費 無料

対象 ひきこもり当事者、当事者の家族、支援者

申し込み 電話（077-567-5010）またはQRコードから申込み可能
申込〆切：令和8年10月31日



滋賀県子ども・若者総合相談窓口のリーフレット

滋賀県子ども若者地域支援協議会の「当事者部会」（当事者の意見を事業や施策に反映するための意見聴衆の場）にて、ひきこもりの当事者のみなさんからあがった意見を参考にしながら、「滋賀県子ども・若者総合相談窓口」のリーフレットを新しくしました。

手に取りやすくカバンに入れやすいサイズ感であること、何を支援してもらえるのかが具体的であること等の意見を主に参考にし作成しました。また、表紙のキャッチフレーズ『一歩じゃなくて、半歩でいい。あなたの歩幅で、これからを一緒に作る場所〜』は、若者サミット（ひきこもり等生きづらさを抱える子ども・若者に関する啓発イベント）にて、子ども・若者のみなさんに投票していただき、決定しました。

今後、年齢や制度で支援が途切れてしまったり、制度の狭間で相談する場所がない子ども・若者に窓口の存在が届くよう、周知を進めて参ります。



お問い合わせ・アクセス

525-0072 滋賀県草津市笠山8丁目4-25
（滋賀県立精神保健福祉センター内）

077-567-5058
相談日時：9時00分～16時00分（土日・祝・年末年始を除く）

JR湖田駅からバス
滋賀県大方面行き（約15分）
『大学病院前』下車 徒歩10分
JR南草津駅からバス
草津豊田学校行き（約30分）
『総合福祉センター前』下車 徒歩1分

新名神高速道路
草津IC上り 1C から約 5 分

その他の滋賀県の相談窓口

ここらんだいやる
077-524-3030
0120-8-72318（24時間子ども505ダイヤル）
相談日時：毎日9時～21時（12月29日～1月3日も除く）
午後9時から12時はこども505ダイヤルに繋がります。

匿名相談もできます！

ここらのサポートが LINE 相談
二次元コードを読み取り、LINE 公式アカウント
「ここのサポートしが」を友達登録してご利用ください。
相談日時：毎日午後4時～午前8時

大津市 草津市 彦根市 近江八幡市 高島市

滋賀県子ども・若者総合相談窓口は、滋賀県に在住されている様々な悩みをお持ちの小学生から 39 歳までの、ご本人やご家族、関係機関のみなさんが相談できる窓口です。
「何を相談したらいいかわからない」という始まりでも大丈夫です。一緒に、ゆっくり考えていきましょう。

相談の流れ

電話相談
まずはお電話（077-567-5058）でご相談ください。
※来所相談は予約制です。

個別面談
ご本人・ご家族からの相談に対応します。
アウトリーチ支援
窓口への来所が難しい場合や、1人で相談機関へ行くことが不安な時などは、家庭訪問や他の相談機関へ同行することができます。

精神保健福祉センター内の相談利用
ひきこもり支援センター、思春期精神保健相談、依存症相談へおつなぎします。
個別相談だけではなく、各種ご家族向けプログラムも開催しています。（詳細は HP をご覧ください）

つながる
相談内容や状況に応じて、様々な相談機関へつながるお手伝いをします。
また、関係機関と連携しながらサポートします。

相談員は、精神保健福祉士、臨床心理士/公認心理師、保健師などの専門職です！

利用者の声（一例です）

20代女性
話すことが苦手で不安でしたが、話しやすい雰囲気自分の話を聞いてもらえました。相談していく中で、考え方が変わって、気持ちが楽になることができました。

30代男性
自分の話を聞いてもらったことが良かったです。自分の抱えている問題が何なのか分かりませんでしたが、話す中で少しずつ気持ちや状況を整理することができました。

ご家族
子どもに関する悩みは、近所の人や友人には話せませんでした。親自身が周りや疎遠になっていましたが、話を聞いてもらうだけでも気持ちが楽になりました。

● **ご家族のみなさまへ**
ご本人の来所が難しくても、ご家族だけの相談も可能です。
ご家族だけで抱え込まず、一緒に考えましょう。

● **行政機関・学校・その他支援者のみなさまへ**
関係機関のみなさんからの相談もお受けします。どこにないだらいいかわからない、どんな資源があるのか分からない等、お気軽にお問い合わせください。

滋賀県子ども・若者総合相談窓口 **077-567-5058**



ギャンブル等依存症問題啓発週間の活動報告

5月14日～20日は「ギャンブル等依存症問題啓発週間」となっており、当センターでは例年関係機関と協働し、様々な場所で啓発活動を実施しております。今年度は例年啓発している場所に加え、新たな場所で啓発を実施することができました。今後も関係機関と協働し、様々な場所で啓発を実施しながら、ギャンブル依存症に対する理解を深める活動を進めていきます。

● 県作成ポスター掲示

5月11日～17日にかけて、県下JR8駅にて県作成の啓発ポスターを掲示しました。

● JR南草津駅での街頭啓発

5月14日にJR南草津駅にて、全国ギャンブル依存症家族の会滋賀、県警察本部、県障害福祉課、草津保健所と協働し、駅利用者へ啓発物を配布しました。初めての試みでしたが、多くの駅利用者に啓発物を手に取っていただくことができました。



● ボートレースびわこでの啓発

5月14日にボートレースびわこにて、びわこボートレース事業庁、県障害福祉課と協働し、来場者へ啓発物を配布しました。啓発の中で、来場者の生の声を聴くことができ、来場者の中にはスタッフの説明に耳を傾け、笑顔で啓発物を受け取る方もいました。



● 平和堂 HATO スタジアムでの啓発

5月17日に平和堂 HATO スタジアムで行われたレイラック滋賀の試合にて、全国ギャンブル依存症家族の会滋賀、県障害福祉課、彦根保健所と協働し、来場者へ啓発物を配布しました。こちらも初めての試みでしたが、幅広い年齢層の来場者に啓発物を手に取っていただくことができました。



● 企業での啓発

5月21日に草津市にある川重冷熱工業株式会社にて、草津保健所と協働し、社員向けにアルコール依存症を中心とした啓発を行いました。本企業での啓発は初めての試みでしたが、担当者の社員への熱心な声掛けもあり、特にアルコールパッチテストは多くの社員が体験され、興味を持っていただくことができました。



知的障害者等支援にかかる研修会について

知的障害者の自立及び社会経済活動への参加を推進し、福祉の向上を図るためには、生活に身近な相談窓口等の担当者の資質向上が欠かせません。知的障害者更生相談所では、市町や福祉事業所等の相談・支援担当者を対象に、知的障害についての基礎的あるいは専門的な知識と理解を習得する機会として、研修会を企画開催しています。

● 知的障害者等支援にかかる研修会【基礎編】を開催しました

令和8年6月17日（水）14:00～16:30

「知的障害がある人への理解を深める～よりよい支援をするために～」

講師：阿星山診療所 本谷研司氏

初任者を主な対象として基礎編を開催しました。知的障害に関わる事業所や社会福祉協議会、地域包括支援センター、市町職員など計69名の方にご参加いただきました。知的障害がある方それぞれの事情を理解するための多様な視点について、様々な資料を交えた分かりやすい講義となり、参加者からご好評をいただきました。

● 12月には【応用編】を開催予定です。

日時 令和8年12月1日（火）14:00～16:20（受付13:30～）

テーマ 「知的障害がある人の意思決定支援につながるコミュニケーション支援」

講師：奈良大学社会学部教授／臨床心理クリニック所長 礒部美也子氏

内容 障害福祉サービスの実施に際して意思決定支援が求められる中、知的障害のある人のコミュニケーション支援は重要な課題です。言語発達の基本的な知識をもとに、マカトン法の実践など具体的な事例の紹介も交えてお話しいたします。

場所 滋賀県立障害者福祉センター会議室（草津市笠山八丁目5番130号）

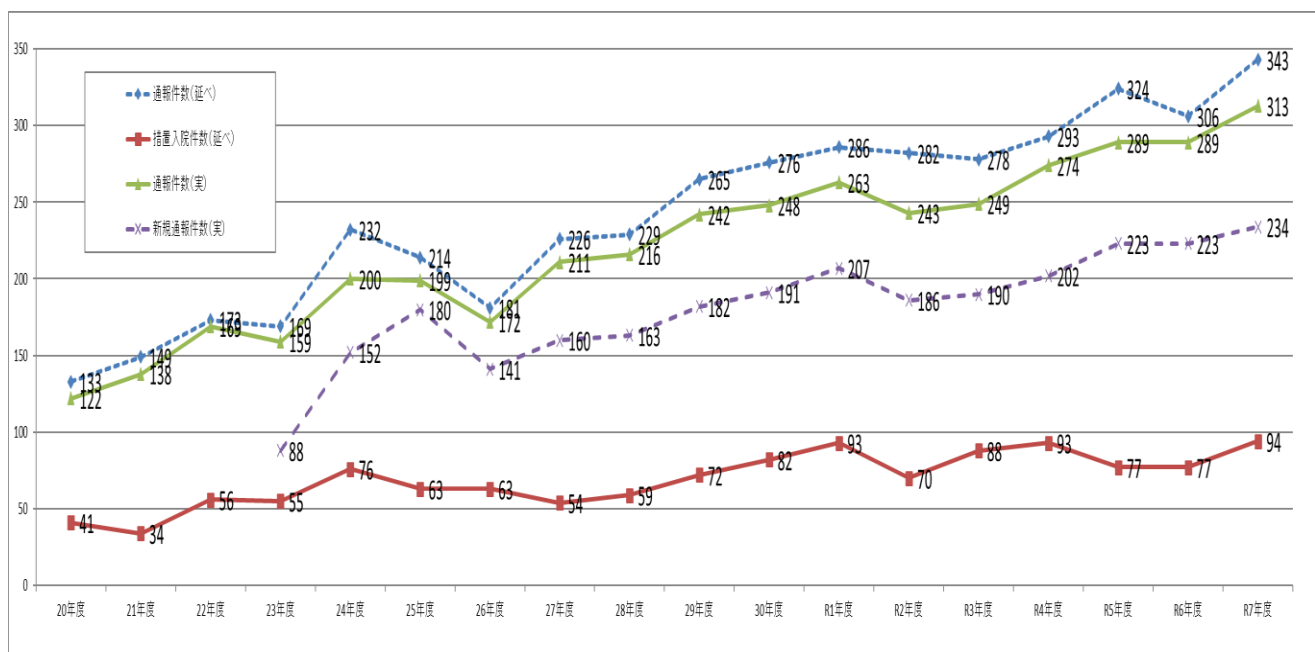
対象者 知的障害者の支援に携わる市町保健福祉、健康福祉事務所（保健所）、障害福祉サービス支援事業所等の職員等 定員55名

精神保健福祉法に基づく申請・通報および措置入院件数の推移

平成21年4月に精神保健福祉センター内に精神科救急情報センターが設置され、17年が経過しました。精神保健福祉法に基づく申請・通報件数は、全国的にも増加しており、滋賀県においてはH20年と比較し約2.6倍の通報件数となっています。また、全国的にみても人口10万対の比較で令和4年度には全国平均を上回り、令和7年度には、過去最多の通報件数となりました。

また、調査・精神保健指定医による診察の結果、申請・通報件数の3割が措置入院となり、措置入院者もこの17年間で約2.3倍に増加しています。

精神保健福祉センターではセンター内に精神科救急情報センターを設置し、緊急な医療を必要とする精神障害者等のため、休日・夜間帯（大津圏域については平日昼間も含む）における精神科救急医療提供体制を確保するために必要な事業を実施しています。



【23条通報件数の推移(人口10万対)】

